

## 名寄市総合計画(第2次)基本構想・前期基本計画の概要について

## 1. 総合計画とは

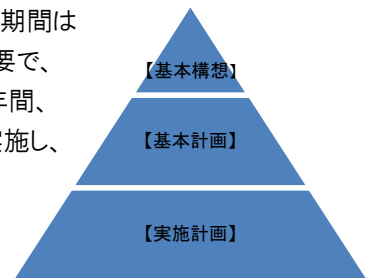
総合計画とは、市民主体のまちづくりの実現を目的として、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながら、まちづくりを進めていくための行動指針となるものです。平成 22 年4月に施行された「名寄市自治基本条例」において、市政運営における最上位計画として策定を義務付けており、平成 30 年度をもって名寄市総合計画(第2次)前期計画期間が終了することから、名寄市総合計画(第2次)中期計画を策定します。

## 2. 計画の構成と期間

名寄市総合計画(第2次)は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し(図1)、計画の期間は平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間となっています。「基本構想」は長期的な視点が必要で、基本的な方針となることから 10 年間、「基本計画」は市長任期と連動し、前期基本計画は2年間、中期・後期基本計画は4年間、「実施計画」は基本計画期間と同様とし、毎年度ローリングを実施し、必要に応じた見直しを行うものとしています。

※ローリング：様々な情勢の変化に対応するため、確認・点検・見直しの作業を行うこと。

図1:計画の構成



## 3. 基本構想

「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の3つを基本理念とし、基本理念を踏まえて、将来像を「自然の恵みと財産を活かしみんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」と定めるとともに、将来像の実現に向けて、特に大切にしたいまちづくりの基本となる考え方を示し、施策の柱となる「市民と行政との協働によるまちづくり」「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり」「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」の5つを基本目標に設定されています。

また、平成 27 年 10 月に策定した「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示した人口の将来展望を計画策定の基礎数字とするとともに、今後の財政について、平成 28 年度から普通交付税の合併算定替えの優遇措置の段階的な縮減が始まることから、適切な事業の選択と基金や公債費の管理のもとに弾力性のある持続可能な財政運営を目指しています。

将来像とまちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系は、次ページ(図2)のとおりです。

## 4. 基本計画

それぞれの基本目標、主要施策を構成する基本事業ごとの現状と課題や基本的な方向性、それを踏まえた実現の方策に加え、名寄市総合計画(第2次)から重点プロジェクトを定めています。

重点プロジェクトとは、基本計画の期間内における主要な取組、かつ複数の基本目標(施策の柱)に渡り、施策間連携を図ることで、一層効果が発揮される取組を表すものであり、限られた経営資源を計画的、効果的・効率的に活用し、基本構想に掲げた将来像の実現を目指していくものです。

また、重点プロジェクトの選定においては、3つの基本理念や直面する地域課題と地域の優位性等を踏まえて策定した「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を重視して、戦略的かつ重点的な取組として選定しました。

### 《重点プロジェクト》

- ① 地域経済の好循環を図り、まちに元気を生み出すため、新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場・人材の確保などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け、移住・交流の推進に取り組む「**経済元気化プロジェクト**」
- ② 安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させるために、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行ない、少子化対策・人口減少対策の強化に取り組む「**安心子育てプロジェクト**」
- ③ 本市の自然環境・施設環境の強みを活かして、冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿・大会誘致と併せて、ジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通して故郷への誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組む「**冬季スポーツ拠点化プロジェクト**」

なお、重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係は次ページ(図3)のとおりです。

図2: 将来像とまちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系

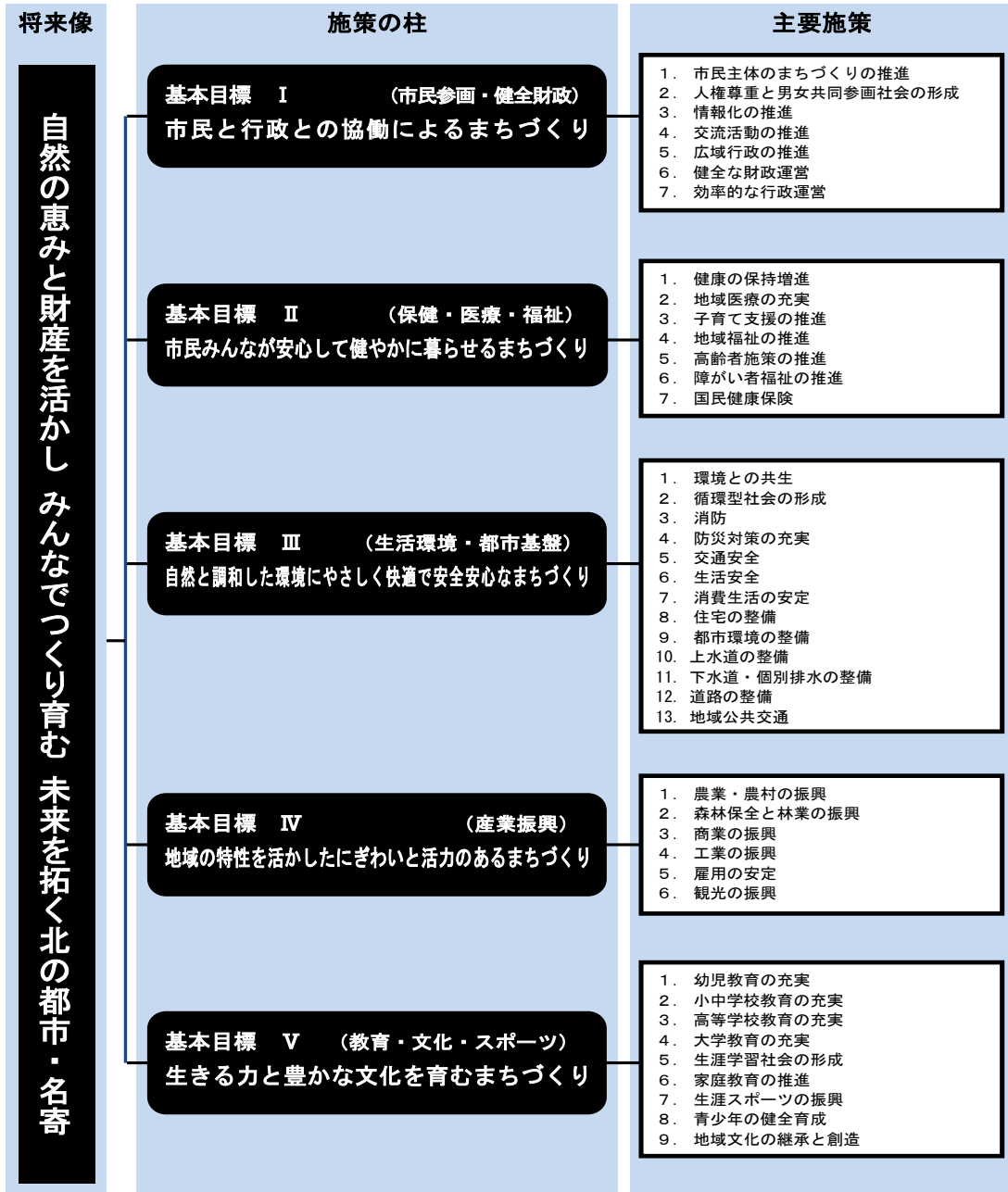


図3: 重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係

